

平成18年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成18年12月20日(水曜日)

議事日程第6号

平成18年12月20日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第208号から同第210号まで
- 日程第4 議案第216号から同第220号まで、陳情第11号、発議第9号
- 日程第5 議案第211号、議案第213号から同第215号まで、陳情第10号
- 日程第6 議案第212号
- 日程第7 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第208号から同第210号まで
- 日程第4 議案第216号から同第220号まで、陳情第11号、発議第9号
- 日程第5 議案第211号、議案第213号から同第215号まで、陳情第10号
- 日程第6 議案第212号
- 日程第7 閉会中の継続調査について

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	笠原	幸江君	4番	渡辺	重雄君
5番	中村	実君	7番	平野	久樹君
8番	田原	実君	9番	五十嵐	哲夫君
10番	松尾	徹郎君	11番	保坂	良一君
12番	高澤	公君	13番	倉又	稔君

14番 久保田 長門 君  
 16番 斉藤 伸一 君  
 18番 伊井澤 一郎 君  
 20番 猪又 好郎 君  
 22番 五十嵐 健一郎 君  
 24番 池亀 宇太郎 君  
 26番 畑野 久一 君  
 28番 関原 一郎 君  
 30番 松田 昇 君

15番 大滝 豊 君  
 17番 伊藤 文博 君  
 19番 鈴木 勢子 君  
 21番 古畑 浩一 君  
 23番 山田 悟 君  
 25番 大矢 弘 君  
 27番 野本 信行 君  
 29番 新保 峰孝 君

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田	徹	君	助	役	栗林	雅博	君
収	入	倉又	孝好	君	総務企画部長		野本	忠一郎	君
市民生活部長		小林	清吾	君	建設産業部長		渡辺	和夫	君
総務企画部次長		本間	政一	君	企画財政課長		織田	義夫	君
総務課長		小林		忠	君	青海事務所長	山崎	利行	君
民生事務所長		田上	正一	君	福祉事務所長		小掠	裕樹	君
市民課長		荻野		修	君	商工観光課長	田鹿	茂樹	君
市民生活部次長		早水		隆	君	建設課長	神喰	重信	君
健康増進課長		田村	邦夫	君	ガス水道局参事		細井	建治	君
農林水産課長		吉岡	隆行	君	教育長		小松	敏彦	君
新幹線推進課長		黒坂	系夫	君	教育委員会学校教育課長		月岡	茂久	君
消防長									
教育委員会教育総務課長									
教育委員会教育次長					教育委員会文化振興課長				
生涯学習課長		山岸	洋一	君	歴史民俗資料館長兼務		山岸	欽也	君
中央公民館長兼務					長者ヶ原考古館長兼務				
市民図書館長兼務									
勤労青少年ホーム館長兼務									
監査委員事務局長		広川		亘	君				
事務局出席職員									
局	長	斉藤	隆嗣	君	次	長	小林	武夫	君
主	査	松木		靖	君				

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、5番、中村 実議員、16番、斉藤伸一議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

大矢 弘議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

おはようございます。

去る12月7日、13日と、本日9時30分より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、委員長報告について、総務財政常任委員長から、休会中の所管事項調査について報告したい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議について、発議第9号、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の1件が、所定の手続により提出されました。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、12月7日の議会運営委員会では、地方自治法の一部改正についての議会对応について協議を行い、当面、現行の議会運営で対応することとし、委員会の所管の見直しの必要性も含め、今後、議会運営委員会で協議を進めていくことで、委員会の意見の一致をみております。

また、議会運営において、一般質問時の議場への説明資料持ち込みについては、事前に議長の許可を得ることを原則とし、パネル等であれば新聞紙1ページ、A2を限度とし、そのほかの物品については常識の範囲とし、議長に許可を得ることで委員会の意見の一致をみております。

また、13日の議会運営委員会では、委員の任期について確認を行い、条例による2年間、平成19年5月17日までとし、その後の議会構成の改選等の扱いについては、今後、議会運営委員会において協議を進めていくことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

## 日程第２．所管事項調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第２、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務財政常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

斉藤委員長。〔１６番 斉藤伸一君登壇〕

１６番（斉藤伸一君）

おはようございます。

今会期中の１２月１４日に総務財政常任委員会を開催し、地方自治法の一部改正についてと、地域プロジェクトモデル事業についての２項目について、所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

地方自治法の一部改正については、議会制度の充実に関する事項を除いた改正について説明を受けております。

主だった説明事項として、

１．助役制度の見直しでは、

助役にかえて副市長を置くものとし、名称を読みかえるものとする。

副市長の定数は条例で定めるものとしており、現在、助役の定数条例がないことから３月議会で副市長の定数条例を定めていくことになる。

副市長の職務として、市長の命を受けて特定事務の政策、企画並びに市長の権限に属する事務の一部について、委任を受けて執行することができる。

なお、現在在職の助役の取り扱いについては、平成19年4月1日に副市長として選任されたものと見なすとされている。

また、任期については、助役としての任期の残任期間とするものとしている。

2. 収入役制度の見直しでは、

収入役を廃止し、会計管理者を置く。

現職の収入役については、在任中に限り在職できる。

3. 吏員制度の廃止については、職員について吏員とその他の職員と区別し、さらに吏員を事務吏員、技術吏員と区別していたものを、職員に統一することを定めたものである。

なお、関係条例を3月議会に提案する。

4. 監査委員制度の見直しについては、識見を有する者から選任する。監査委員について条例でその数を増加することができる。

5. 財務に関する制度の見直しについては、

クレジットカードにより使用料等を納付できることになった。

行政財産で使用していない建物などを貸し付けたり、私権設定することができるように定めた。

信託することができる財産の範囲を、普通財産または基金に属する有価証券にまで拡大できることを定めた。

その他若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はなく、委員より、在任期間の収入役よりも、新たに副市長になったということで、在任期間中働いてもらった方が糸魚川市のためになる。改選後は副市長を1人にするか、2人にするかは、そのときに考えてもらえばそれでよい。しっかりと市の行政を司ってやってもらいたいとの意見と、副市長を今2名と決めてしまうと、ずっと市長と助役が2人ということになる。今まで助役がやってきた仕事を、今度2人でやるという体制がよいか、しばらく考えた方がよいと思うとの意見がなされております。

続きまして、地域プロジェクトモデル事業については、担当課より、地域プロジェクトモデル事業の進行状況、及び9月議会にて承認をした事業のうち地元、及び糸魚川地域振興局の意向を踏まえた事業内容の変更について、協議を進めている事項の説明を受けております。

ソフト事業については、体験メニューの開発など体験観光の受け入れのためのプログラム開発や観光パンフレット作成、情報誌の発行、郷土料理の開発など、地元住民による事業責任者を設けて、計画の推進を図っていく。

ハード事業のうち糸魚川市が事業主体となっている国道の観光案内看板の設置、及び根知小学校の駒ヶ岳寮の調理室を改修して行う「うまいもん工房」の機能強化については、いずれも地元との設計協議を進めており、3月末の完成の予定である。

また、地元が事業主体となって進めている特産品販売店舗整備、及び塩の道ルート案内看板整備については、工事発注に向けての設計書の作成や設置場所の検討、看板デザインの協議を進めており、いずれも3月末の完成予定である。

さらに塩の道古道の整備については、段差解消などの工事を既に実施済み、事業内容の変更については県の予算の都合もあり、早目の対応とともに、二通りの対応がとれるよう指導されている。

委員より、根知などの中山間地活性化事業ということでは、前から熱望されていた事業であり、

この時期を逸してしまえば来年度の予算獲得が厳しいということから、県の指導に基づいた方法でいくべきとの意見がなされております。

その他若干の質疑がなされましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、総務財政常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第208号から同第210号まで

+

議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第208号から同第210号までを一括議題といたします。

本案については休会中、総務財政常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

齊藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

本定例会初日に、総務財政常任委員会に付託されました案件は、議案第208号と議案第209号、議案第210号の3件であります。

去る12月14日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第208号、糸魚川市市民憲章等策定委員会条例の制定については、市民憲章等検討委員会で市民憲章をどうするか審議いただきましたが、制定の方向でまとめられたことから委員会を設置し、市民憲章等制定に向けた調査検討及び素案を取りまとめたいため、設置条例を制定したいものであるとの説明後、条例について審査しております。

委員よりの質疑において

1. 策定の時期については、平成20年3月の合併3周年記念で制定したい。
2. 市民憲章等検討委員会の設置をどうして早くにできなかったかについては、市民憲章はつくるといって新市に持ち込んだのではなく、市民憲章をつくる、つくらないを含めて検討するというものであり、総合計画の内容とリンクすることを考え、目指すまちづくりの都市像が見えてきたことから、この時期になった。
3. 策定委員会委員の公募については、パブリックコメント制度を活用することから公募委員を想定していない。また、選任について、他の審議会などの委員との重複が多いということ、及び女性の選任についての質問には、各種団体等から推薦されたものという規定があり、十分配慮しながらできるだけ重複がないようにしたい。関係する分野の団体から推薦してもらい、意欲のある方から参加してもらうような方式をとりたい。女性委員も同様の考えで、推薦をもらいたいと思っている。
4. 部会については、市民憲章の本文を扱う基礎部会と、市の木、市の花などを所管する選定部会を設ける。選定部会では詳細は未定だが、アンケート方式を取り入れたいと考えている。

以上の質疑応答がなされております。

議案第208号、糸魚川市非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第210号、字の変更については、特段報告する事項はなく、可決いたしております。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

失礼いたしました。訂正をお願いいたしたいと思っております。

一番最後の方になるんですが、糸魚川市非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、議案第「208号」と申し述べましたが、「209号」の間違いであります。訂正して、おわび申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第208号、糸魚川市市民憲章等策定委員会条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第209号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 210 号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 4 . 議案第 216 号から同第 220 号まで、陳情第 11 号、発議第 9 号

議長（松尾徹郎君）

日程第 4、議案第 216 号から同第 220 号まで、陳情第 11 号、発議第 9 号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第 9 号の説明を求めます。

五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22 番 五十嵐健一郎君登壇〕

22 番（五十嵐健一郎君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に付託されました案件は、議案第 216 号から同第 220 号まで、陳情第 11 号であります。

去る 12 月 15 日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案 5 件についてはいずれも原案可決、陳情第 11 号については採択であります。

審査の過程において質疑はなく、報告する事項はありません。

なお、陳情第 11 号が採択されたことにより、本陳情は意見書提出を願意としていることから、発議第 9 号を提出いたします。

発議第 9 号、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書。

じん肺については、予防対策及び健康管理の充実等、国においても各種対策が講じられてきたところであるが、トンネル建設工事業におけるじん肺被害の発生は、未だ社会問題になっている状況にあります。

今般、全国 11 地裁で審理が進められてきたトンネルじん肺根絶訴訟の中で、東京地裁及び熊本



地裁、仙台地裁において、いずれも「国の規制権限行使義務」の不行使を違法とする司法判断が示されました。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であること等から、早急に解決を図るべき重要な問題であります。

よって、政府におかれては、東京地裁・熊本地裁判決「趣旨」を真摯に受け止め、これ以上訴訟に及ばず、原告たちが求める次の対策を含めて、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要望します。

1. トンネル建設現場において、定期的な粉じん測定及び測定結果の評価を義務付けること。
2. トンネル建設現場において、坑内労働者を粉じんに暴露される時間を短縮・規制すること。
3. 公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため、「トンネルじん肺補償基金」を早急に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

発議第9号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第216号、平成18年度系魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第217号、平成18年度系魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第218号、平成18年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第219号、平成18年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第220号、平成18年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により、発議第9号を先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第9号、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第11号、トンネルじん肺根絶の抜本的対策を求める陳情は、採択すべきものとみなします。

日程第5．議案第211号、議案第213号から同第215号まで、陳情第10号

議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第211号、議案第213号から同第215号まで、陳情第10号を一括議題といたします。

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

本定例会初日に、当文教民生常任委員会に付託となりました案件は、議案第211号、議案第213号から同第215号まで、陳情第10号、以上、議案4件、陳情1件であります。

審査は去る12月18日に終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案4件については、いずれも原案可決、陳情第10号については不採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第213号、平成18年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、退職被保険者の療養給付費が年々増加していく中で、これからどのような対策をとるのかとの質問に対し、今は健康診断、保健指導などにより早期発見といっていますが、早期発見ではなく、その前段階の運動を中心とした予防による健康づくりのようなことを、検討していかなければならないとの答弁がありました。

陳情第10号、「教育基本法の改正について慎重審議を求める意見書」の提出を求める陳情については、去る12月15日、教育基本法案が参議院本会議において可決成立したので、本陳情の願意を失ったが、陳情者から本陳情の取り下げの申し出がなかったために審査を行っております。

委員からは、提出の時期を逸しているため不採択とした方がいい。教育基本法の改正については残念だが、本陳情の願意からいえば不採択もやむを得ないなどの意見があり、起立採決の結果、起立なしにより不採択と決しました。

その他についてもそれぞれ説明を受け、活発な質疑がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

議案第211号、新潟県後期高齢者医療広域連合の設置について、反対の立場から討論いたします。

2008年4月から始まる75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度創設に合わせたものではありますが、この制度は、医療費の抑制、削減をねらった改悪医療法に基づくものであります。

2002年に窓口負担、本人3割、高齢者1割の第1次改悪が行われ、2008年4月の時点では、70から74歳の一般所得者2割、75歳以上1割、70歳以上の現役並み所得者3割負担であります。現役並み所得者というのは、夫婦世帯で年収約520万円以上、単身世帯で約380万円以上とされております。

国民健康保険で見ると、総収入に占める国庫支出金の割合が1980年、57.5%だったものが、2003年には35%に減らされております。国庫負担を削減し、国民の負担をふやし続けた結果、保険料が払えない人たちが四百数十万人にもなり、社会問題化しております。

今まで家族から扶養されていた人も含め、すべての後期高齢者から徴収する新しい独立の保険は、医療費がふえれば保険料の値上げにつながる仕組みとなっております。高齢者の心身の特性などにふさわしい診療報酬体系を構築するとしておりますが、高齢者の安上がり医療をもたらす危険もあります。

今回提案の広域連合の議員は、関係市町村から1名とのことであります。国民健康保険では切実な課題山積であります。ますます市民の声が届きにくくなる問題があります。このような点から、本案に反対するものであります。

以上であります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第211号、新潟県後期高齢者医療広域連合の設置についてを採決します。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第213号、平成18年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第214号、平成18年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第215号、平成18年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第10号、「教育基本法の改正について慎重審議を求める意見書」の提出を求める陳情についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立なし〕

議長（松尾徹郎君）

起立なしであります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第6．議案第212号

議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第212号、平成18年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

齊藤委員長。〔 16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

議案第212号、平成18年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）につきまして、当総務財政常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る12月14日に審査が終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

なお、結果につきましては、起立採決により賛成多数にて、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

経過について報告いたします。

消費費において、屋外子局の修繕費の具体的な内容についての質問に、糸魚川地域では、これまで屋外子局の修繕を4件、青海地域では23件の修理を行っている。塩害等で腐食したスピーカーの交換、受信装置の基盤の修繕、バッテリーの消耗に伴う交換修理、落雷等に伴う修理が主なものである。現在までの執行額は173万円ほどであり、それ以外に修繕箇所が出ていること。今後、冬季間を迎え修理が見込まれることから、見込みの額を増額したいものであるとの答弁。

常備消防費職員人件費、経費内訳の中の休日給が150万円減額についての質問には、交替制の勤務の中で休日を職員に割り振りをしてきたが、割り振りできない場合、休日給を支給していた。考え方を見直し、休日を優先的に取ることにしたため、当初予算から減額との答弁。

委員より、今までは休みを取れなかったが、ことはやりくりをして休みを取るようにした。勤務時間中に働かなくてもよい時間に出勤する時間外勤務については、職員の補充ができていれば、時間外の職員を使わなくて済むわけである。十分な職員がいらないから、寝ている職員を起こして仕事をさせることになる。職員が少ないため休みも取れない。時間外勤務も多いということでは、どこかに疲労が発生するので、市民の安心・安全を保つため庁内検討が必要との意見がなされております。

総務費の外国人生活相談事業において相談業務についての質問に、外国人相談室については月に1回、第4金曜日の午前中、ビーチホールまがたまで行う予定。日常の相談業務については、地域づくり室のカウンターで役所の勤務時間内で行っている。この相談員制度については、日本語セミナーの方から参加してもらい、気楽に相談してもらえるような雰囲気をつくるということで、月1回設けたものであるとの答弁がなされ、委員より、糸魚川の人口状態から外国人の受け入れをしていかなければならない。外国人を受け入れれば、必ず問題や摩擦が生じる。そういったことから、今後、国際社会に対応できる糸魚川市をつくるためにも、行政が手を差し伸べるべきとの意見がなされております。

企画費の地域情報ネットワーク実施設計委託料1億円の減額補正について、委員より、減額に至った経過及び当初予算に載せておきながら、なぜ1億円もの計画自体を白紙に戻さなければならぬかについては、地域情報化については10月の当委員会、今回の行政報告でも市長が報告したように、方式を決めるに至らなかった。そうしたことから実施設計をすることができないということで上程したものであるとの答弁。1億円のうち1,000万円は行政イントラのネットワーク設計委託、残りの9,000万円がラストワンマイルであった。

行政は1年間、何もしていなかったということかの問いに、決めることができなかったということで、そのような批判もあると思うが、いろいろな検討はしてきたし、当初の条件よりもすぐれた

提案が業者からあったと思っている。結果として、決めるに至らなかったことについては反省しているとの答弁。

1年の遅れが及ぼす影響というものを行政としてどのように考えているかの問いについて、地域公共ネットワークについては、今まで来年度スタートという話で進めてきたが、今回の対応により、同時施工という中では対応できるのではないかとと思っている。情報化については、少しでも早い実施が望ましいとの答弁がなされております。

その他、活発な質疑応答がなされた後、委員より、行政で何ができるか、何をやりたいかというものをまとめるべき。これは昨年から言っている。それが出てこないから、いつまでたっても堂々巡りになっている。方針を早急に決定し、こういうことをやるために、情報化をやりたいというふうに方向を展開すべきとの意見や、1年半タイムリミットを区切りながら、鋭意議会側としてもこの内容について十分調査検討してきた。提案に対する各社の努力も十分評価すべきである。ここにきて判断ができないということで1億円の減額については、行政努力が足りない結果であるとの意見。及び地域情報ネットワーク実施設計委託料1億円は高過ぎる。ぜひ精査して、安くやってくれるようなところを探してやってもらいたいとの要望がなされ、起立採決により、賛成多数により可決しております。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に分割付託となりました、議案第212号、平成18年度系魚川市一般会計補正予算（第4号）の関係部分については、去る12月15日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

農林水産課関係では、農業経営支援センターへの土地改良区からの職員派遣関係の経過と今後についての質問に対し、農業経営支援センターは17年10月に設立して、18年4月に組織再編をし、職員の増強を行った。そのときにJAひすいからは1名来ていただいていたが、土地改良区からは発足段階ではいなかったため、4月から派遣により来ていただいた。

業務の主な内容については、19年度から始まる農地・水・環境保全向上対策の事務も、農業経営支援センターで担当していただく。18年は準備で、19年から本格稼働ということで、土地改良区の農業農村整備の事業に精通した職員から来ていただいて事務を進めてもらっている。今後については、19年度からスムーズに稼働ができるように、できれば引き続きお願いをしたいとの答弁でありました。

また、建設課関係では、2目、街路事業費の中の駅南線では、用地購入費で6,100万円、物件移転補償料で9,200万円と大きく追加になっている。用地買収と物件補償で残っている件数

と、今後の取り組みはどうなるのかの質問に対し、物件と用地はあと2棟であり、行き先について協議は整っていて、住宅を新築されて、そこに移るということであり、用地買収をさせていただいた後に、鉄道運輸機構から最低限の工事用道路整備をしていただいて、その後、早目に地元協議を進めてまいる。ご要望をお聞きする中で、具体的な設計に入っていきたいとの答弁でありました。

このほかにも質疑が行われ、採決の結果、異議なく可決しております。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、倉又 稔文教民生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

倉又委員長。〔13番 倉又 稔君登壇〕

13番（倉又 稔君）

議案第212号、平成18年度系魚川市一般会計補正予算（第4号）のうち、当文教民生常任委員会に分割付託となりました部分につきましては、去る12月18日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

福祉事務所関係では、介護予防給付ケアマネジメント委託料の大幅減額について、具体的に説明してほしいとの質問に対し、この事業は介護保険法の改正による事業のため、厚生労働省の資料に基づき予算計上すべきところ、単価、予定人員の詳細な資料が厚生労働省から出てこなかったため、平成15年、16年の2年間の平均的居宅介護支援費約8,400円を単価と定めた。また、人数については直近の状況等により、平成18年度で見込まれる要支援1、2の最大人員を7,736人と算出し、単価と人数を乗じた金額を当初予算とした。

その後、厚生労働省から告示があり、要支援1、2のケアプラン策定報酬は、新規申請6,500円、継続申請4,000円となった。新規申請と継続申請には差があるが、1件当たりの平均で算出すると単価は4,570円となり、人数については本年4月から10月までの実績等により勘案すると、年間見込みを954件と修正し、平均4,570円に954件を乗ずると約436万円となり、当初予算との差額6,029万円を減額したいとの答弁がありました。

好望こまくさ改修工事について、弁当事業が好調であると聞いたが、どのような需要があるのかとの質問には、1日およそ20個前後の申し込みがある。こころの総合ケアセンターの1階診療所でデイケアを行っており、その弁当を好望こまくさをお願いしたいという話があり、その分が1日20～24個ふえる予定になっているとの答弁がありました。

このほかにも活発な質疑がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕



議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

総務財政常任委員長に1点お尋ねいたします。

2款、総務費、4目、企画費の地域情報化事業の報告がありましたが、市の情報基盤整備方法について結論が持ち越されている中で、昨年12月上旬に議会運営委員会において、市側よりインターネットによる議会中継の申し出があったかと思えます。この間、1年を経過したわけではありますが、ただいま1億円の減額とともに、この付託案件ではないんですが、議会運営委員会で出されたこのことが、議会運営委員会の委員長からもこの間、報告がなかったかと思えますので、あえてこの場で委員長に、このことはどうなっていたのかということをお尋ねいたします。

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまの鈴木議員の質疑に対しては、付託案件から外れておりますので、この質疑に対しては取り下げをお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

議会運営委員会で私が傍聴しましたときに、総務財政常任委員会に持ち帰ってということであったかと思うんですが、この間1年を経過して、市民ニーズが高まる中、市の基盤整備も結論が先送りという中で、あえてこの場で質問した次第です。

今後、議会運営委員会の委員長の方に尋ねてみます。失礼しました。一応そういうことで、すぐわなかったかと思えますが、この場でどうということかというふうに聞いた次第です。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第212号、平成18年度系魚川市一般会計補正予算（第4号）についてを採決い

たします。

本案は、簡易採決により行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．閉会中の継続調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第7、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務財政常任委員長、建設産業常任委員長、文教民生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

ただいまの申し出に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成18年第4回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会におきましては、条例の制定及び改正、並びに補正予算など重要な議案につきまして、

慎重なるご審議をいただきまして厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に重要事項6点につきましてご報告をさせていただきます。

最初に、総合計画の実施計画についてご報告申し上げます。

本年11月に策定いたしました総合計画基本構想、基本計画の実現を目指し、6つの施策体系に基づく各事業を、計画的かつ効率的に展開するため、平成19年度から3年間で取り組む主要な事業を定めた実施計画を作成いたしましたので、本日、議員の皆様にお届けをいたしました。

この計画は新年度の予算編成の指針にするとともに、今後も情勢の変化に対応して事業の効果を見きわめながら、毎年度計画内容を見直して作成してまいることといたしております。

次に、平成19年度予算編成方針についてご報告申し上げます。

新年度の予算編成につきましては、現在、編成作業を進めているところでありますが、財源不足が鮮明となっており、大変厳しい編成作業となるものと思っております。

私にとって市長就任3年目となります新年度におきましては、総合計画基本構想の目標とする都市像「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向かい、6つの施策の大綱に沿って計画的に予算編成するとともに、公約を着実に推進して成果を上げる時期ととらえ、特に次の3点を重点施策として考えております。

1つ目は、健康づくりセンターを核とした健康づくりの推進、2つ目は、企業誘致の積極的推進による産業振興、3つ目は、港湾、新幹線、国道、高規格道路、街路など、交通ネットワークの整備と連携であります。そして行政改革をさらに積極的に推進し、経常的経費を削減した上で、市民のニーズや地域関係団体からの要望事項にもできるだけ配慮したいと考えておりますが、限られた財源の中でこれらにこたえていくためには、施策の選択と集中が必要であると考えております。

国の新年度予算も本日閣議に提出される予定であり、今後示される地方財政計画も含めて分析する中で、地方交付税をはじめとした財源を把握した上で、本格的な予算編成作業を進めてまいります。

3点目といたしまして、外国人生活相談の実施についてご報告申し上げます。

現在、市内には約300人の外国人の方々が居住されており、風習や文化の相違、年金や保険の手続、子育てや教育など、さまざまな悩みを抱えながら暮らしておられます。市ではこれらの方々の生活を手助けするため、来年1月26日を初回として毎月1回、第4金曜日の午前中、ビーチホールまで外国人生活相談を実施することにいたしました。

相談には、日本語セミナーで外国人の方々とのかわりか深い日本語ネットワークの皆さんからご協力いただくことにいたしており、外国人の方がなるべく相談しやすい雰囲気となるよう努めてまいります。

4点目といたしまして、横町地内の国有地の取得についてご報告申し上げます。

この国有地につきましては本年6月定例会で、買い取りの申し出をする旨をご報告させていただきましたが、現地の境界確認を経て10月に、普通財産売払申請を国に提出いたしました。財務省新潟財務事務所では、この申請を受けて不動産鑑定を行っており、このたび面積4,428平方メートル、売払金額8,990万円、1平方メートル当たりの単価2万303円で提示がありました。

市街地におけるまとまった土地であること、及び当方の想定より低い金額での提示でありましたことから、今後この金額で売買契約を締結をし、財源につきましては土地開発基金で対応する予定

にいたしております。取得後は土地利用が具体化するまでの当面、多目的広場として地元で管理をお願いする方向で、事前の相談をさせていただいておりますが、今後、細部についての協議を進めてまいります。

5点目といたしまして、糸魚川労働基準監督署の統合についてご報告申し上げます。

昨年12月に新潟労働局から糸魚川労働基準監督署を高田署へ統合する旨の通知を受けて以来、糸魚川署の存続、及び統合後の対応について経済団体、企業、労働組合と連携をして、新潟労働局、厚生労働省、新潟県及び地元選出の国会議員へ、繰り返し要望活動を続けてまいりました。

その結果、統合後の対応として、糸魚川職業安定所内に、(仮称)糸魚川総合労働相談コーナーを週2回開設し、労働基準、安全衛生、労働保険に関する相談業務と届け出、申請の取り次ぎ業務を行うとの提案を受けたところであります。

しかし、それでは不十分との認識から、さらに充実の要望活動を続けてまいりましたところ、相談コーナーの開設日について、平成19年4月から7月までの4カ月間については、週3回の開設とし、その後については利用状況や予算などを勘案して、対応の検討を行うとの回答がありました。新潟労働局としては、これが精いっぱい対応とのことであり、市といたしまして、現時点ではこれ以上の回答は望めないものと判断をいたし、この提案を了承することにいたしましたものであります。

また、相談コーナーの開設に関しては、新たな状況が生じた場合には、事前に相談いただけることになっておりますので、労働行政サービスがさらに低下しないよう、今後も注視してまいります。

最後に、路線バス徳合線の運行再開についてご報告申し上げます。

去る8日の本会議の冒頭にご報告いたしましたとおり、県道仙納徳合線の道路決壊により、路線バスの徳合線は一部区間の運行を取りやめておりますが、その後も糸魚川バスと協議を進めてまいりました結果、今月25日から迂回路を利用して運行を再開することで、北陸信越運輸局に申請を行っております。本格復旧までの間、市道仙納筒石線と県道仙納徳合線を利用し、1日4便の運行を予定しており、児童生徒の通学と住民の交通手段を確保してまいります。

以上、当面しております主要事項6点についてご報告を申し上げます。

議員の皆様をはじめ市民の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、健康に十分留意をされ、幸多く、輝かしい新春を迎えられますようお願い申し上げます。

終わりに、平成19年3月市議会定例会の招集日を、平成19年2月26日(月曜日)とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長(松尾徹郎君)

これもちまして平成18年第4回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

午前11時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+